

児童福祉施設等に関する身元保証人確保対策事業

利 用 の 手 引

【2017年8月版】

社会福祉法人 全国社会福祉協議会

目 次

身元保証人確保対策事業のポイント	1
事業の対象	2
保証の範囲・期間・限度額等	3
加入申し込み手続き	5
保証期間の延長の手続き	9
事故発生時の対応・手続き	10
加入内容変更の手続き	12
関係様式	13
保証書（サンプル）	19

身元保証人確保対策事業のポイント

(1) 施設等を利用または退所した子どもや女性の社会的自立を支援する事業です。

身元保証人確保対策事業は、児童養護施設や婦人保護施設などに入所中または退所した子どもや女性（以下、「子ども等」といいます。）が就職や高等学校、大学等への入学に際して、また住宅を賃借する際に親等による保証人が得られにくく、進学、就職やアパートの賃借が困難になる場合があることから、施設長等が保証人となった場合に利用していただくことによって、保証人に損害賠償や債務弁済の義務が生じたときに賠償額のうち一定額を支払うものです。

これによって、施設長等が保証人を引き受ける場合のリスクを軽減し、必要な場合に保証人を引き受けやすくすることによって保証人を確保し、もって施設等を利用または退所した子ども等の社会的自立の促進に寄与することを目的としています。

(2) この事業は、措置委託元の都道府県・市・福祉事務所設置町村行政（以下、「措置委託元の都道府県等」といいます。）が実施主体となり、保証料は全額補助される公益的な事業です。（保証料の1/2は国庫補助）

社会福祉法人 全国社会福祉協議会（以下、「全社協」といいます。）は、国が定めた実施要綱に基づき、保証人となった施設長等の申し込みを受け、保証人に損害賠償や債務弁済の義務が生じたときに保証金を支払うなど、この事業の運営主体となります。

運営にあたり、全社協は「身元保証人確保対策事業運営委員会」（児童福祉施設（入所）、里親、中央官庁等の関係者により構成）を設置し、運営の効果的な推進と制度の諸課題を検討します。

(3) 年度途中での申し込みも可能です。

実態と必要をふまえ、年度途中からの申し込みもお受けします。

(4) 保証料は国と措置委託元の都道府県等の補助です。

保証料は、国と措置委託元の都道府県等が負担するため、申し込み者（保証人）の保証料負担はありません。

(5) 申し込みにあたっては、措置委託元の都道府県等にご相談ください。

本事業への申し込みは、措置委託元の都道府県等を通じて行います。申し込みにあたっては当該行政にご相談ください。

事業の対象

(1) 事業の対象となる施設等

この事業の対象となる施設等は次のとおりです。

- | | |
|------------|--------------|
| ① 児童養護施設 | ⑥ 里親 |
| ② 児童心理治療施設 | ⑦ ファミリーホーム |
| ③ 児童自立支援施設 | ⑧ 自立援助ホーム |
| ④ 母子生活支援施設 | ⑨ 児童相談所一時保護所 |
| ⑤ 婦人保護施設 | ⑩ 婦人相談所一時保護所 |

(2) 事業の対象となる被保証人

この事業の対象となる被保証人（施設長等が保証をする子ども等）は、対象施設に入所中または退所後 24 か月以内の方で、かつ次のいずれかの要件を満たし、親族等に適当な保証人がいない方です。この場合の「退所」には、委託解除を含みます。

- ① 父母等が死亡または行方不明、逮捕拘留中となっている。
- ② 父母等に心身の障害がある。
- ③ 父母等が経済的に困窮している。
- ④ 虐待や配偶者からの暴力等の理由により父母・配偶者等が保証人になることが適当でない、もしくは協力が得られない。

(3) 事業の対象となる保証人

この事業の対象となる保証人は、次のとおりです。

- ① 児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、自立援助ホーム、母子生活支援施設、婦人保護施設については施設長または設置主体（経営法人等）の代表者。
- ② 里親については、里親または措置をした児童相談所長。
- ③ ファミリーホームについては、養育者または措置をした児童相談所長。
- ④ 自立援助ホームについては、事業主体の代表者または児童相談所長。
- ⑤ 児童相談所一時保護所、婦人相談所一時保護所（いずれも社会福祉施設、NPO法人等に一時保護委託した場合を含みます。）については、児童相談所、婦人相談所の所長。

保証の範囲・期間・限度額等

(1) この事業が対象とする保証の範囲は次の3つです。

① 就職時の身元保証

被保証人が雇用主のためにその業務を遂行するにあたって、または自己の職務上の地位を利用して雇用主、またはその他の者に損害を与えた結果、身元保証人が被った損害に対して限度額の範囲で保証金をお支払いします。

② 居住を目的とする住宅等賃借時の連帯保証

賃貸住宅または賃貸施設（賃貸住宅等）に関し、被保証人との間で締結された賃貸借契約に基づき、貸主に対して負担する債務のうち、次に掲げるものが履行されないことにより連帯保証人が被った損害に対し限度額の範囲で保証金をお支払いします。

ア 家賃もしくは賃貸料および共益費（家賃等）の支払い

イ 賃貸住宅等の修理または現状回復の費用の支払い

ウ 賃貸借期間終了後の不法居住による賠償金の支払い

エ 前各項目の債務の履行遅延による遅延利息の支払い

③ 大学等入学時の身元保証

被保証人が大学、高等学校などの教育機関における就学に関し、学費の滞納など教育機関に損害を与えた結果、身元保証人が被った損害に対して限度額の範囲で保証金をお支払いたします。

(2) 保証期間

この事業における保証期間は、次のとおりです。

ただし、加入月にかかわらず更新は当該年度末になります。これは、この事業の保証料が単年度の補助金で充てられるためです。

① 就職時の身元保証の期間は、1年毎の更新とし、最長3年間。

② 住宅等賃借時の連帯保証の期間は、1年毎の更新とし、最長3年間。

③ 大学等入学時の身元保証の期間は、1年毎の更新とし、当該教育機関における正規の修業年数の間。

(3) 補償限度額

この事業における契約1件あたりの保証限度額は、次のとおりです。

① 就職時の身元保証 200万円

② 住宅等賃借時の連帯保証 120万円または家賃等の6か月分の
いずれか少ない額。

③ 大学等入学時の身元保証 200万円

(4) 通知義務

申込者（保証人）は、全社協が定める細則により、申込書記載事項に大幅な変更があったとき等の通知義務等を果たさなければなりません。正当な理由なくこれらの義務を履行しなかったとき等の場合には、その間に発生した損害に対して保証金を支払うことができない場合があります。詳しくは、それぞれの細則をご参照ください。

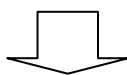
加入申し込み手続き

(1) 新規に申し込む場合に必要な書類

- 加入申込書
- 提出鑑文
- 添付書類
 - ・身元保証（就職時・入学時）の場合
 - 身元保証書または身元保証契約書の写し
 - ・連帯保証の場合
 - 連帯保証書または連帯保証契約書の写し

一般的に身元保証・連帯保証は、雇用主・貸主などと保証人（施設長等個人）が交わす契約であり、身元保証人確保対策事業についても同じ取り扱いですが、当該施設や法人の事業と密接に関わるものです。したがって、申込みにあたっては、被保証人の意思を確認のうえ、施設や法人として組織的な確認・決裁等を経る手続きをとることが望ましいといえます。

○「加入申込書(4枚綴)」に必要な事項を記入のうえ、1枚を本人控えとし、残り3枚に提出鑑文と添付書類を添えて、措置委託元の都道府県等の身元保証人確保対策事業担当部・課に送付してください。



○措置委託元の都道府県等が書類を確認の後、全社協に加入申込書を転送します。
○申込書を受けた全社協では審査を行い、保証承認後、措置委託元の都道府県等に保証決定等を通知します。措置委託元の都道府県等は、全社協に保証料を支払います(1/2は国庫補助)。

※身元保証人となる方に、保証料等の負担はありません。



○全社協は、措置委託元の都道府県等からの全社協への保証料の入金を確認後、保証人（申込者）あてに「保証書」をお送りします。

《保証開始時期について》

措置委託元の都道府県等から全社協に、毎月25日までに到着した加入申込書については、特段の確認事項等が発生しない限り、翌月1日から保証開始となります。

措置委託元の都道府県等における書類確認・手続き等により、保証開始時期が遅れる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

(2) 保証期間を更新する場合

保証期間は1年毎の更新となります(ただし、加入月にかかわらず更新は当該年度末のため、初年度の保証期間は3月までの残りの期間となります。)

したがって、保証の空白が生じないように、保証期間の終期の2か月前(1月末)に4月からの更新申請を行ってください。

【更新に必要な書類】

- 保証期間更新申込書
- 提出鑑文
- 添付書類

新規申込み時の添付書類に変更があった場合にのみ新しい保証書または保証契約書の写しを添付してください。

○「保証期間更新申込書」に必要な事項を記入のうえ、コピーをとり本人控えとして残したうえで、原本と提出鑑文を措置委託元の都道府県等の身元保証人確保対策事業担当部・課に送付してください。



- 措置委託元の都道府県等では「保証期間更新申込書」を確認の後、コピーをとり行政控えとして残したうえで、原本を全社協に転送します。
- 「保証期間更新申込書」を受けた全社協では審査、更新承認後、措置委託元の都道府県等に保証期間更新決定等を通知します。措置委託元の都道府県等は、全社協に更新保証料を支払います(1/2は国庫補助)。

※身元保証人となる方に、更新保証料等の負担はありません。



- 全社協は、措置委託元の都道府県等からの全社協への更新保証料の入金を確認後、身元保証人(申込者)あてに「保証書」をお送りします。

《保証期間と更新について》

この事業における保証の期間は、1年毎の更新となります。事業が単年度の補助金で運営される関係上、加入初年度の保証期間は、加入月から当該年度末までの期間となります。更新は、1年間ですので、2回目の更新は4月から翌年3月までとなり、最終年の更新は12か月から加入初年度の加入期間を除いた期間となります。

申し込み書類の作成と記入上の留意事項

【被保証人欄】 「在籍施設名」は、法人名からフルネームで記入してください。「区分」には、次の表により、番号を記入してください。

番号	施設等の区分	番号	施設等の区分
1	児童養護施設	6	里親
2	情緒障害児短期治療施設	7	ファミリーホーム
3	児童心理治療施設	8	自立援助ホーム
4	母子生活支援施設	9	児童相談所一時保護所
5	婦人保護施設	10	婦人相談所一時保護所

【施設長等が身元保証人となる理由の欄】 次の要件のうち、該当する申込書の番号を○で囲んでください。

番号	施設長等が身元保証人となる理由
1	父母等が死亡または行方不明、逮捕拘留中となっている。
2	父母等に心身の障害がある。
3	父母等が経済的に困窮している。
4	虐待や配偶者からの暴力等の理由により父母・配偶者等が保証人になることが適当でない、もしくは協力が得られない。

添付書類

- ア. 身元保証（就職時・入学時）の場合、身元保証書または身元保証契約書の写し
- イ. 連帯保証の場合、連帯保証書または連帯保証契約書の写し

提出

関係様式の「提出鑑文」をコピーして、所定の欄に記入され、加入申込書、添付書類を添えて、措置委託元の都道府県等に提出してください。その場合必ず加入申込書から1枚を本人控えとして取り、保管してください。

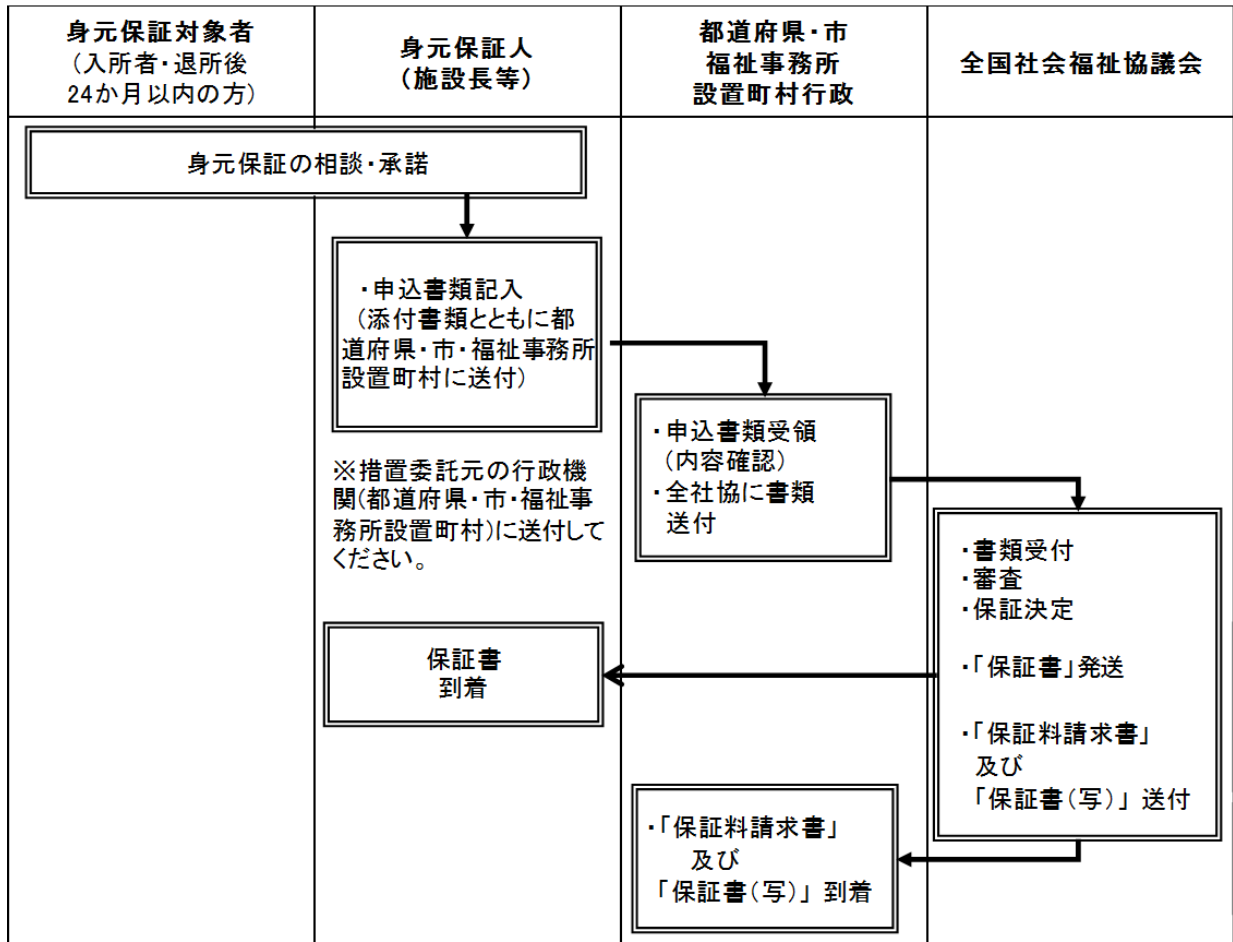
保証を解約する場合の留意事項

この事業による保証を解約する場合には、関係様式の「身元保証人確保対策事業 保証解約申出書」をコピーして、所定の欄に記入され、「提出鑑文」を添えて、措置委託元の都道府県等に送付してください。措置委託元の都道府県等では内容を確認の後、コピーをとり行政控えとして残したうえで、原本を全社協に転送します。

《個人情報の取り扱いについて》

加入申込書等により全社協が取得した個人情報については、身元保証人確保対策事業の実施に必要な限りにおいて利用します。データ管理等を第三者に委託する場合には、受託者が個人データを適正に保護するよう契約条項に明記する等必要な措置を講じるものとします。

加入までのフローチャート



保証期間の延長の手続き

本事業の保証期間は、それぞれの保証種類によって異なりますが、加入後の満期を迎える際、例外として保証期間の延長が可能となります。

①運営内規第7条に掲げる一定要件を満たすこと。②保証人本人に保証期間延長の意思があること。③満期むかえる前に措置委託元の都道府県等と相談のうえ、全社協あてに申請いただくこと。

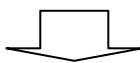
以上3つを条件として保証期間の延長を受け付けます。

【延長期間】

身元保証（就職時）	3年間の保証期間満期後、最長5年間まで延長可能
連帯保証	3年間の保証期間満期後、最長4年間まで延長可能
身元保証（入学時）	教育機関が定める修業年数終了後、最長5年間まで延長可能

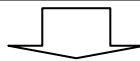
【手続きの流れ】

1. 保証期間満期を迎える前に、措置委託元の都道府県等は保証人と延長の意思を確認します。あわせて延長の要件についても確認してください。



2. 保証人本人に保証期間延長の意思があり、さらに要件を満たしていれば、措置委託元行政と協議のうえ、必要な書類(下記参照)を準備します。

なお、書類は、必ず措置委託元の都道府県等を通じて全社協にお送りください。



3. 措置委託元の都道府県等から届いた「保証期間延長申込書」を全社協が確認、受付ののち、保証人(申込者)あてに「保証書」をお送りします。

【延長に必要な書類】

- 保証期間延長申込書
- 提出鑑文
- 添付書類

申込時の記載事項に変更がある場合にのみ提出してください。

事故発生時の対応・手続き

(1) 事故の報告

被保証人の不誠実行為または損害の発生(これを「事故」といいます。)を知ったときは、その時点から48時間以内に事故発生通知書により全社協に通知していただきます。

関係様式の「事故発生通知書」に所要事項を記入のうえ、FAXで全社協児童福祉部宛送信してください(FAX. 03-3581-6509)。

全社協は、この通知を受け、必要に応じて損害調査の照会や保証金請求書様式の送付などを行います。

(2) 保証金の請求

保証人が損害賠償や債務弁済を行った場合、全社協に保証金請求書類を提出していただきます。保証金請求書の様式は、全社協より送付します。請求書に次に掲げる必要書類を添付していただきますが、事故の内容等によって書類の有無等が異なる場合がありますので、相談・確認のうえで作成・提出することになります。

必要書類	就職時・入学時の身元保証	住宅等賃借時の連帯保証
1. 保証金請求書	○	○
2. 身元保証契約書(写)	○	—
3. 連帯保証書(写)	—	○
4. 労働契約書(写)	○*	—
5. 賃貸借等契約書(写)	—	○
6. 債務の計算明細書	○	○
7. 債務の内訳が分かる書類	○	○
8. 保証人の債務履行(弁済)が確認できる書類	○	○
9. 損害防止軽減費用の内訳が確認できる書類(細則を参照)	○	○
10. その他本会が求める書類	○	○
※権利移転証	○	○
※保証金受領証	○	○

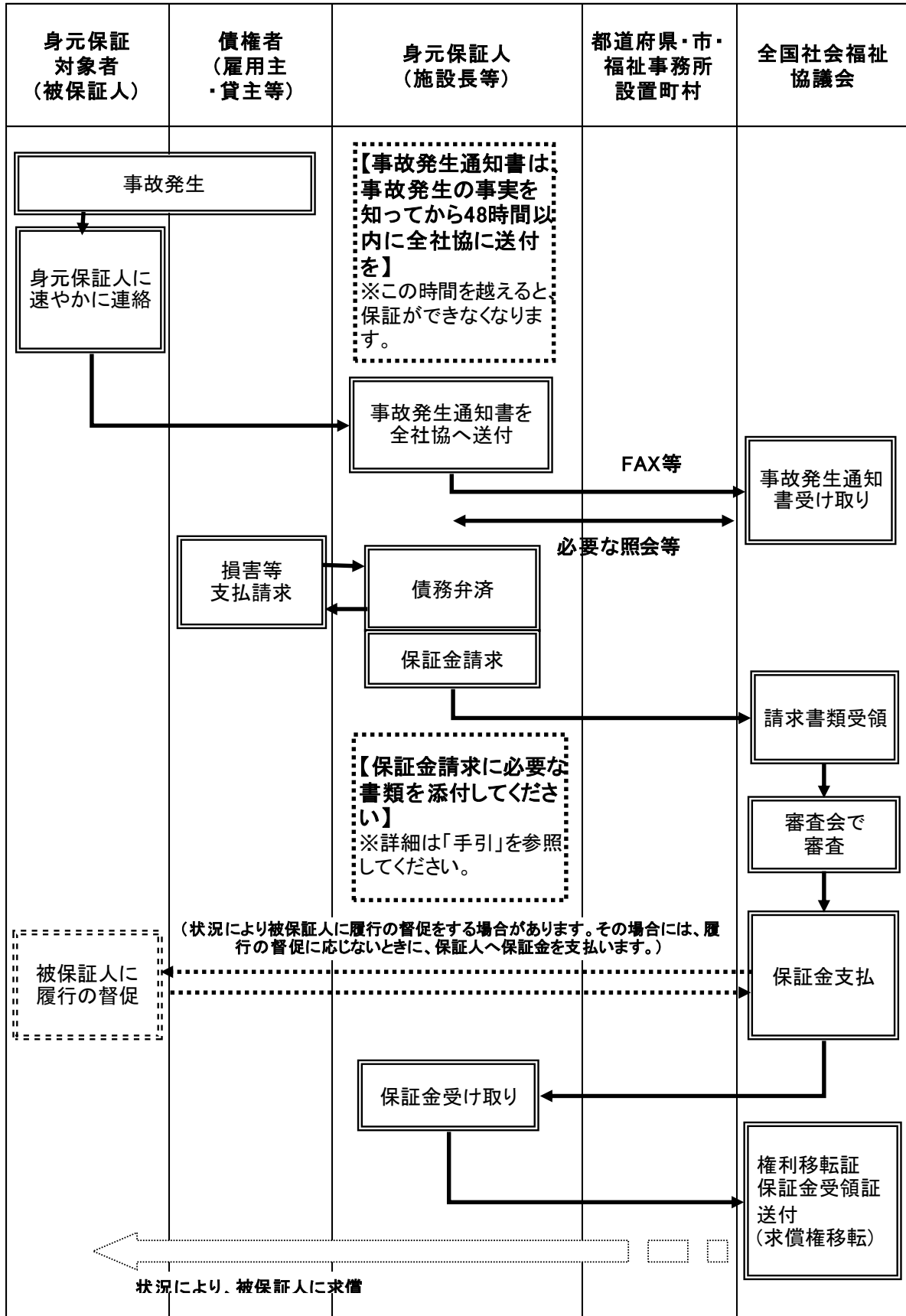
*は、入学時の身元保証の場合は不要。

※は、全社協より保証金が支払われた後の手続きとなります。

(3) 保証金の支払い

上記手続きがされた後、全社協の審査会において審査し、不備がなければ保証金をお支払いします。

事故発生時のフローチャート



加入内容変更の手続き

保証人（施設長等）が退職や異動等により、保証人の交代が発生した場合、身元保証や連帯保証に関する契約の保証人変更の手続きが必要になります。

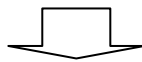
本事業の「保証書」に記載された保証人と実際の保証人が異なる状態で、事故が発生した際に、保証を受けることができない場合があります。

申込時の情報によって「保証書」は作成されていますので、施設長の交代等、本事業の保証の基礎となる保証契約内容に変更があった場合は、速やかに加入内容の変更の手続きをしてください。

本事業は、「保証書」に記載されている内容に基づいて保証するものです。

【手続きの流れ】

1. 保証書に記載されている内容について、変更が発生した場合、「加入内容変更届出書」に必要事項を記入して、措置委託元の都道府県等にお送りください。



2. 措置委託元の都道府県等から届いた「加入内容変更届出書」を確認、受付ののち、保証人あてに、変更した「保証書」をお送りします（措置委託元の都道府県等には写しをお送りします）。

年 月 日

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 御中

下記により、身元保証人確保対策事業について(加入・保証期間更新・保証解約)を申し込みます。

記

1 提出書類

(1) 加入・保証期間更新・保証解約 申込書

- ①身元保証(就職時)契約 ②連帯保証契約
③身元保証(入学時)

(2) 添付書類

- ①身元保証(就職時)契約 身元保証書 または身元保証契約書の写し
②連帯保証契約 連帯保証書 または連帯保証契約書の写し
③身元保証(入学時)契約 身元保証書 または身元保証契約書の写し

(※更新の場合は、新規申込時の添付書類に変更があった場合にのみ該当。解約の場合は添付不要。)

2 申込者(保証人)

氏名		TEL	
現住所	〒 —		
所属		TEL	
所在地		FAX	
役職名			

※ 提出する区分(加入・更新・解約)を○で囲み、添付書類の該当欄(□)にチェック(ℓ)を記入してください。

身元保証人確保対策事業 保証期間更新申込書

今般、下記被保証人に関わる（ 就職時の身元保証 ・ 入学時の身元保証 ・ 連帯保証 ）契約につき、下記の通り保証期間の更新を申し込みます。

保証人	フリガナ		連絡先	()			
	氏 名					印	
	現住所		〒 -				
	所 属		役職名				
被保証人	フリガナ		生年月日		年 月 日生 歳		
	氏 名		連絡先		()		
	現住所		〒 -				
	在籍施設名		区分	退所(予定)日		年 月 日	
	施設所在地						
その他参考事項							

<保証内容>

身元保証（ 就職時 ・ 入学時 ）

保証番号							
現在の保証期間	年	月	日から	年	月	日まで	か月間
更新申込期間	年	月	日から	年	月	日まで	か月間

住宅等賃借時の連帯保証

保証番号							
現在の保証期間	年	月	日から	年	月	日まで	か月間
更新申込期間	年	月	日から	年	月	日まで	か月間

行政記入欄	行政名				整理番号	
	決定日	年	月	日		

全社協記入欄	受付日	年	月	日	整理番号	
	決定日	年	月	日		

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 御中

身元保証人確保対策事業 保証期間(1年延長)申込書

今般、下記被保証人に関わる(連帯保証)契約につき、下記の通り保証期間の1年延長を申し込みます。

保証人	フリガナ			連絡先	()	
	氏名	⑩				
	現住所	〒 -				
	所属			役職名		
被保証人	フリガナ			生年月日	年 月 日生 歳	
	氏名			連絡先	()	
	現住所	〒 -				
	退所施設名		区分			
	施設所在地					
1年延長の申請理由 (※必須)						
その他参考事項						

<保証内容>

住宅等賃借時の連帯保証

決定番号	第 号						
現在の保証期間	年	月	日から	年	月	日まで	か月間
延長申込期間(1年)	年	月	日から	年	月	日まで	か月間

行政記入欄	行政名				整理番号	
	決定日	年	月	日		

全社協記入欄	受付日	年	月	日	整理番号	
	決定日	年	月	日		

身元保証人確保対策事業 事故発生通知書

【通知者】

事故通知日	年 月 日 ()	時	分
氏名		連絡先	() -
被保証人との関係	<input type="checkbox"/> 保証人 ・ <input type="checkbox"/> その他 []		

【被保証人】

氏名	フリガナ	性別	<input type="radio"/> 男 ・ <input type="radio"/> 女
		生年月日	年 月 日
住所	〒 -	連絡先	() -
保証期間	平成 年 月 日～平成 年 月 日	初回加入日	平成 年 月 日

【事故概要】

区分	<input type="checkbox"/> 就職時の身元保証	<input type="checkbox"/> 入学時の身元保証	<input type="checkbox"/> 住宅賃借時の連帯保証	事故発生日	平成 年 月 日 時 分頃
保証番号					
事故場所					
事故状況					

【保証金請求書送付先】

〒	-
---	---

【その他連絡事項】

--

全社協 使用欄	受付日 年 月 日	受付者
	NO.	備考

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 御中

身元保証人確保対策事業 保証解約申出書

今般、下記被保証人に関わる（ 就職時の身元保証 ・ 入学時の身元保証 ・ 連帯保証 ）契約につき、保証の解約を申出ます。

保証人	フリガナ			連絡先	()
	氏名	印			
	現住所	〒 -			
	所属			役職名	
被保証人	フリガナ			生年月日	年 月 日生 歳
	氏名			連絡先	()
	現住所	〒 -			
	在籍施設名		区分	退所日	年 月 日
	施設所在地				
解約理由					

＜解約する保証内容＞

身元保証（ 就職時 ・ 入学時 ）

保証番号							
現在の保証期間	年	月	日から	年	月	日まで	間
解約日	年 月 日						

住宅等賃借時の連帯保証

保証番号							
現在の保証期間	年	月	日から	年	月	日まで	間
解約日	年 月 日						

行政記入欄	行政名				整理番号	
	承認日	年	月	日		

全社協記入欄	受付日	年	月	日	整理番号		
	承認日	年	月	日			
	返戻保証料				円	備考	
	振込日	年	月	日			

社会福祉法人全国社会福祉協議会 御中

変更依頼者 _____ (印)

身元保証人確保対策事業(就職時の身元保証・入学時の身元保証・連帯保証)
加入内容変更届出書

今般、下記のとおり加入内容に変更が発生しましたので、手続きを依頼します。

記

1. 保証番号

2. 当該行政名

3. 変更発生日 年 月 日

4. 変更事項(該当に✓を付し、内容を具体的に記入してください。)

○ 保証人の変更

(現保証人)		
(新保証人)	フリガナ	連絡先 ()
	氏名	
	住所	
	所属	役職名
変更理由		

○ 保証人に係るその他の変更(具体的に記入してください。)

--

○ 連帯保証に係る被保証人の住所変更(転居先住所を記入してください。)

--

※転居先住所に係る添付書類(口連帯保証書の写し、または、口連帯保証契約書の写し)の提出が必要です

○ その他の変更(具体的に記入してください。)

--

〒〇〇〇-〇〇〇〇
 〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇-〇
 〇〇 〇〇 様

保 証 書

①就職時の身元保証
 ②居住を目的とする住宅等賃借時の連帯保証
 ③入学時の身元保証

加入の内容	保証の種類		①就職時の身元保証用 ②居住を目的とする住宅等賃借時の連帯保証用 ③入学時の身元保証
	①雇用主 ②貸主 ③進学先	氏名(名称)	〇〇 〇〇
		所在地	〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇-〇
	①雇用状況 ②賃借状況 ③就学状況	①採用年月日 ②入居年月日 ③入学年月日	平成〇年〇月〇日
		①勤務地 ②物件所在地 ③就学地	〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇-〇
		保 証 人	氏 名 〇〇 〇〇 住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇-〇
	被保証人	氏 名	〇〇 〇〇
		住 所	〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇-〇

保証内容	保証限度額	①、③金 2,000,000 円 ②金 1,200,000 円または家賃等の 6 か月のいずれか少ない額
	保証期間	平成〇年〇月 1 日から平成〇年 3 月 31 日
	保証番号	〇〇〇〇〇〇-〇-〇-〇-〇〇〇〇〇〇
	特記事項	

<ご注意>

- ① この保証書に社会福祉法人全国社会福祉協議会の記名・捺印のないものは無効です。
- ② この保証書を訂正したものは無効です。

社会福祉法人全国社会福祉協議会は、保証人に対し身元保証人確保対策事業運営内規その他この保証書に記載したところに従い、保証債務を負担し、その証としてこの保証書を発行します。

東京都千代田区霞が関 3—3—2
 社会福祉法人 全国社会福祉協議会
 事務局長 〇〇 〇〇